

入所申込確認書

1 申請にあたっての同意事項(チェックリスト)

「幸手市保育施設利用の手引き」を確認し内容を理解しました。(新規申込みの場合)	☐
認定申請書に保育の必要性証明書類を添付しています。	☐
申請書の記載事項に変更があった場合、速やかに保育施設またはこども支援課あてに届出書を提出いたします。(住所変更、保護者や家族構成の変更、次子の妊娠・出産など)	☐
保育施設入所中は、保育認定を受けていることが必要です。(就労の方)仕事を退職した場合は、保育施設またはこども支援課に退職後1週間以内に届出書を提出いたします。再度就労しない場合や2か月以内に就職できなかった場合は、保育施設は退所となることに同意します。	☐
就労証明書は、事業所の担当者が記入したものです(勤務先に電話等で照会する等、勤務実態の確認をさせていただきます)があります。提出のあった内容と事実が異なることが判明した場合は、退所となります。 (就労の方)勤務時間、勤務日、勤務場所の変更や、妊娠出産の事由があった場合、速やかに届出書を提出し、新しい就労証明書や家庭状況申立書を添付します。	☐
入所時点での就労条件が申込時の基準を下回る場合(育児短時間勤務を除く)、原則として退所となることに同意します。(短い勤務時間等になることが分かっている場合、その旨を就労証明書に明記してください。)	☐
提出した書類に虚偽があった場合、入所が取り消されることに同意します。	☐
利用者負担金(保育料)は1か月単位となっており、月の初日に在籍していれば、1か月分の利用者負担金(保育料)がかかります。また、月の途中で退所しても日割り計算されません。このことに同意します。 保育料及び副食費(公立のみ)は銀行口座からの引き落としとすることに同意します。	☐
保育の実施及び利用者負担金(保育料)算定のため、市が保有する住民基本台帳の情報及び課税情報等を確認することに同意します。	☐
延長保育・時間外保育は、入所後各保育施設で申込・審査となります。(0歳児については子どもの心身の発達状況から、1歳の誕生日まで「保育短時間の通常時間」のみのお預かりとしている施設があります。当該施設に入所した場合、保育標準時間認定を受けていても保育短時間の通常時間のみのお預かりとなります。)	☐

同意年月日	年	月	日	(署名)	保護者氏名(父)
					保護者氏名(母)

2 該当者のみの同意事項

育児休業中で申請の方				☐
○生まれた子どもが満1歳を迎える月の末日(前月入所の場合満1歳の誕生日)までに職場復帰をします。年度の途中に入所した場合は入所月の月末までに職場復帰をします(育児休業復帰前に就労証明書を提出してください)。				☐
○育児休業を受けていた会社に同じ条件で復職し、育児休業復帰前に就労証明書を提出します。 (育児短時間勤務の取得は可能です。雇用契約を変更したり、会社を退職(別の会社への転職含む)する場合は育児休業復職での申込みはできません。)				☐
○復職について	右記のいずれを選択	・直ちに復職を希望する	どちらか一方にチェック	☐
		・職場復帰せず育児休業の延長を希望する		☐
求職活動、就労内定の方、保育認定の基準を満たしていない方				☐
＜求職活動の方＞2か月以内に就労し、就労証明書を提出します。 ＜就労内定の方、就労の基準を満たしていない方＞就労開始後基準を満たす就労(週4日以上かつ1日4時間以上(月16日、64時間以上))をした後、実績の就労証明書を提出します。				☐
保育施設の転所を希望する方 転所が決定した場合、元の保育施設に戻るできないことに同意します。				☐
出産事由で入所する方 出産後8週にあたる日の属する月の月末までの保育認定期間となることに同意します。				☐
上記の内容に同意し、条件を満たせない場合は退所します。				
令和 年 月 日 保護者氏名(署名)_____				

裏面に続く

【新規、転所の申込の方】

- 入所当初の一定期間は、子どもを集団生活に順応させるため、保育時間が短くなります（ならし保育）。ならし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、お子さんの年齢や保育施設によって異なります、事前に保育施設へ必ず確認してください。
- なお、利用開始日より前にならし保育を行うことはできません。ご家族や雇用契約先と調整の上、入所月を検討してください。転所の場合も入所月から再度慣らし保育をして頂きますので、ご了承ください。

【育児休業から復職される方】

- 育児休業からの復職に伴う申込の場合は、育児休業を取得した会社に同条件で戻ることを前提として、利用調整時に優先順位が上がる加点項目を設けています（育児短時間勤務の取得は可能です）。申込中に復職予定の会社を退職（別会社への転職を含む）すると、育児休業明けとしての取扱いができず、保育の必要性の事由に変更が生じることとなります。
- 育児休業からの復職で申請し、復職をしなかった場合には、保育施設が内定していても内定取消し、利用開始後は利用の解除（退所）となる場合があります。
- 育児休業からの復職の際、正職→パートへの変更やパートの方が雇用条件を変えて就労時間を増減することを検討している場合は求職活動申立書を添えて申請をして下さい。
- 育休前の就労と同条件で切れ目なく転職する場合も、同様です。（※育休の加点が付きません）
- 一次申請内定後に、会社と復職の相談をした際に会社都合で就労内容を変更することが決まったとしても、育休前の就労状況と異なる場合は内定取消しとなる場合があります。ただし、2次申請で変更後の就労状況で再申請することができます。2次申請期間に間に合うよう、早めにご相談ください。2次申請の受付期間が過ぎてしまった場合は、4月の入所を取消しし、最短で5月入所の手続となりますのでご注意ください。
- 4月入所の方は育児休業からの復職後、7月頃に実施する勤務状況調査において就労実績を確認しますので、育児休業前の就労先での就労実績をご提出ください。事前申込や、年度途中で育休復帰で入所された方も復職後3ヶ月の実績を確認させていただきます。
- 育児休業復職後、就労実績（週4日以上かつ1日4時間以上（月16日、64時間以上））が出せずに、次子の産前休暇に入った場合、就労実績がないまま妊娠・出産要件に変更となるため、次子の出産から産後8週の属する月の末日で退所となります。

【求職活動中の方】

- 入所月の翌月末までに、就労の要件に足る就労（週4日以上かつ1日4時間以上（月16日、64時間以上））を開始し、就労証明書を提出してください。

【就労内定の方、就労の要件を満たしていない方】

- 就労開始後、就労の要件を満たす就労（週4日以上かつ1日4時間以上（月16日、64時間以上））をした後、就労実績が書かれた就労証明書を提出してください。

【保育施設の転所を希望する方】

- 転所希望者の入所選考は年度の途中には実施しておらず、年度の初めに他の利用者と合わせて、再度入所選考を実施します。そのため、必ずしも転所できるとは限りません。また、転所が決定した場合、元の保育施設には戻れません。

【妊娠・出産事由で入所する方】

- 出産後8週にあたる日の属する月の月末までの保育認定期間となります。期間の延長はできません。

上記の内容に同意し、条件を満たせない場合は退所します。

令和 年 月 日 保護者氏名(署名) _____